

平成 2 8 年 度

緊急援護資金貸付拠点区分
計算書類

社会福祉法人
調布市社会福祉協議会

緊急援護資金貸付拠点区分資金収支計算書

(自) 平成28年 4月 1日 (至) 平成29年 3月31日

第一号第四様式 (第七条関係)

(単位:円)

勘定科目		予算	決算	差異	
事業活動による収支	収入	会費収入	120,000	91,000	-29,000
		会費収入	120,000	91,000	-29,000
		貸付事業収入	30,000	58,000	28,000
		償還金収入	30,000	58,000	28,000
		事業活動収入計(1)	150,000	149,000	-1,000
	支出	貸付事業支出	150,000	91,000	59,000
		貸付金支出	150,000	91,000	59,000
		事業活動支出計(2)	150,000	91,000	59,000
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		0	58,000	58,000
施設整備等による収支	収入	施設整備等収入計(4)	0	0	0
	支出	施設整備等支出計(5)	0	0	0
		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0
その他の活動による収支	収入	その他の活動収入計(7)	0	0	0
	支出	その他の活動支出計(8)	0	0	0
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0	0	0
	予備費支出(10)		0	—	0
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		0	58,000	58,000	
前期末支払資金残高(12)		0	0	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)		0	58,000	58,000	

緊急援護資金貸付拠点区分事業活動計算書

(自) 平成28年 4月 1日 (至) 平成29年 3月31日 第二号第四様式 (第七条関係)

(単位:円)

勘定科目			当年度決算	前年度決算	増減
サービス活動増減の部	収益	会費収益	91,000	30,000	61,000
		会費収益	91,000	30,000	61,000
		サービス活動収益計(1)	91,000	30,000	61,000
	費用	徴収不能額	10,000	15,000	-5,000
		徴収不能額	10,000	15,000	-5,000
		徴収不能引当金繰入	26,640	0	26,640
		徴収不能引当金繰入	26,640	0	26,640
		サービス活動費用計(2)	36,640	15,000	21,640
		サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	54,360	15,000	39,360
	サービス活動外増減の部	収益			
サービス活動外収益計(4)			0	0	0
費用					
		サービス活動外費用計(5)	0	0	0
		サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	0	0	0
	経常増減差額(7)=(3)+(6)	54,360	15,000	39,360	
特別増減の部	収益				
		特別収益計(8)	0	0	0
	費用				
		特別費用計(9)	0	0	0
	特別増減差額(10)=(8)-(9)	0	0	0	
繰越活動増減差額の部		当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	54,360	15,000	39,360
		前期繰越活動増減差額(12)	-801,000	-816,000	15,000
		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	-746,640	-801,000	54,360
		基本金取崩額(14)	0	0	0
		基金取崩額(15)	1,000,000	0	1,000,000
		その他の基金取崩額	1,000,000	0	1,000,000
		その他の積立金取崩額(16)	0	0	0
		その他の積立金積立額(17)	0	0	0
		次期繰越活動増減差額(18)=(13)+(14)+(15)+(16)-(17)	253,360	-801,000	1,054,360

緊急援護資金貸付拠点区分貸借対照表

平成29年 3月31日現在

第三号第四様式 (第七条関係)
 (単位:円)

	資 産 の 部			負 債 の 部		
	当年度末	前年度末	増 減	当年度末	前年度末	増 減
流動資産	31,360	0	31,360	負債の部合計	0	0
現金預金	58,000	0	58,000			
徴収不能引当金	-26,640	0	-26,640	純 資 産 の 部		
固定資産	222,000	199,000	23,000	基金	0	1,000,000
その他の固定資産	222,000	199,000	23,000	運用財産基金	0	1,000,000
その他の固定資産	222,000	199,000	23,000	次期繰越活動増減差額	253,360	-801,000
				次期繰越活動増減差額	253,360	-801,000
				(うち当期活動増減差額)	54,360	15,000
				純資産の部合計	253,360	199,000
資産の部合計	253,360	199,000	54,360	負債及び純資産の部合計	253,360	54,360

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債権

当法人は、満期保有目的の債券の取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

②満期保有目的の債権以外の有価証券で市場価格のあるもの

当法人は、会計年度末における時価を貸借対照表価額とする。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

当法人は、棚卸資産の評価方法として、最終仕入原価法に基づく原価法を採用する。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施する。

②無形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施する。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引について、当法人は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

(4) 徴収不能引当金の計上基準

当法人は、毎回会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の全額及びその他の債権残高の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額を、徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと法人が認めた場合には、これを計上しない。

(5) 賞与引当金の計上基準

当法人は、職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと法人が認めた場合には、これを計上しない。

(6) 退職給付引当金の計上基準

当法人は、退職一時金の支払に備えるために、期末在籍者に係る自己都合退職による要支給額及び期末に定年退職となる職員の定年退職による要支給額の合計額を退職給付引当金に計上する。

(7) 消費税の取扱い

当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式を採用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当法人は、平成18年度以降に採用となった職員の退職金の支給に備えるため、公益財団法人東法連特定退職金共済会が実施する特定退職金共済制度に加入している。

また、平成17年度以前に採用となった職員に対し、職員の退職手当に関する規程に基づき退職一時金を支払うこととしている。

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 緊急援護資金貸付拠点区分計算書類(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分におけるサービス区分別資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))
緊急援護資金貸付拠点区分におけるサービス区分は単一であるため作成していない。
- (3) 拠点区分におけるサービス区分別事業活動明細書(会計基準別紙3(⑪))
緊急援護資金貸付拠点区分におけるサービス区分は単一であるため作成していない。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。
(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
緊急援護資金	222,000	26,640	195,360
合 計	222,000	26,640	195,360

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。
該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし